

安全管理規程

平成18年10月 1日 制 定

平成20年11月18日 一部改正 平成22年 2月25日 一部改正

平成23年 6月 1日 一部改正 平成24年 7月15日 一部改正

平成25年11月 1日 一部改正 平成28年 5月18日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正 平成31年 1月 1日 一部改正

平成31年 1月16日 一部改正 令和 2年 1月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正 令和 5年11月24日 一部改正

令和 6年 1月16日 一部改正

壱岐・対馬フェリー株式会社

第 1 章	総則
第 2 章	経営トップの責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 1 0 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 1 1 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 1 2 章	輸送施設の点検整備
第 1 3 章	海難その他の事故の処理
第 1 4 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 1 5 章	雑則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、壱岐・対馬フェリー株式会社（以下「弊社」という。）の経営トップが定める明確な安全方針に基づき、弊社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、弊社に所属する船舶（以下「所属船舶」という。）による業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 所属船舶のうち「海上運送法」第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業に従事する船舶（以下「貨物フェリー船」という。）及び「内航海運業法」第3条の登録を受けてセメント輸送に従事する船舶（以下「セメント船」という。）について適用する。

(用語の意義)

第3条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	会社の最高位で指揮し管理する者
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定した輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者で経営トップがこれを兼務する
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の所属船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	副運航管理者	運航管理者の補佐及び運航管理者が職務を執行できないときその職務を代行する者
(8)	運航管理補助者	芦辺及び厳原の各発着所に勤務し運航管理者の職務の一部を分掌する者。（那の津発着所に勤務する場合は運航管理者及び副運航管理者の職務を補佐する者）
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航路、航海速力、運航回数等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所から次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内
(17)	入港	港の区域内において、防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運航	発航、基準経路及び基準速力による航行の継続又は入港（着岸）を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）

番号	用語	意義
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船上	船舶の舷側より内側（舷艇、歩み板及びシップランプ等を架設した場合はこの上を含む）
(23)	陸上	船上以外の場所（陸上施設の区域内に限る）
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」であって自動車、原動機付自転車及び軽車両
(27)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、二輪車以外のもの

（運航基準等）

第4条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準、地震防災応急対策基準及び台風対策基準（以下「関連規程」という。）を定める。ただし、作業基準については、セメント船には適用しない。

- 2 所属船舶の運航については、この規程及び各「運航基準」に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、所属船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い及び旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び「作業基準」に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び各「事故処理基準」に定めるところによる。
- 5 「大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）」第9条第1項による警戒宣言が発せられた場合には、「地震防災応急対策基準」に定めるところにより、必要な応急対策を実施するものとする。
- 6 本邦に台風が接近し所属船舶の運航に影響を及ぼすおそれがある場合には、この規程及び「台風対策基準」に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第5条 所属船舶による輸送の安全を確保するため、経営トップは次の事項について主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び「関連規程」の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営トップの責務）

第6条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下の内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保する為の管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第7条 経営トップは、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示す安全方針を設定し、全従業員に周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
- (1) 関係法令及び「関連規程」の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的な改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第8条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする本社又は各発着所において、それぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ効果的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、期間等を含むものとする。
- 4 安全重点施策について、その進捗状況を把握しながら、毎年、見直しをする。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第9条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者、副運航管理者及び運航管理補助者を置く。

本社（福岡本部）	安全統括管理者（経営トップ兼務）	1 人
	運航管理者	1 人
	副運航管理者（専務・営業部長）	若干名
	運航管理補助者（運航部次長）	1 人
那の津発着所	運航管理補助者(那の津発着所主任)	1 人
芦辺発着所 芦辺港 郷の浦港	運航管理補助者(所長兼務)	1 人
厳原発着所 厳原港	運航管理補助者(支店長兼務)	1 人

- 2 本社及び各発着所の管理する区域は、次のとおりとする。

部 署	管 理 区 域
本社（福岡本部）	就航航路全域並びに博多港
那の津発着所	博多港内
芦辺発着所	芦辺港内・郷の浦港
厳原発着所	厳原港内

第4章 運航管理者等の選解任及び代行の指名等

(安全統括管理者の兼務)

第10条 経営トップは、安全統括管理者を兼務する。

(運航管理者の選任)

第11条 経営トップは、「海上運送法施行規則」第7条の2の3に規定する要件及び「内航海運業法施行規則」第13条の2各号のいずれにも該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第12条 経営トップは、運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になった時
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(副運航管理者等の選任及び解任)

第13条 経営トップは、運航管理者の推薦により副運航管理者及び運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、運航管理者の意見を聴いて副運航管理者及び運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行等の指名)

第14条 運航管理者は、副運航管理者及び運航管理補助者を職制順に運航管理者代行及び副運航管理者代行に指名しておくものとする。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第15条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

(運航管理者等の勤務体制)

第16条 運航管理者は、所属船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、所属船舶の就航中に職場を離れるときは副運航管理者と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と副運航管理者との連絡がとれないときは、連絡がとれるまでの間、副運航管理者が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第17条 副運航管理者は、所属船舶が就航している間は、原則として本社に勤務し、やむを得ず職場を離れるときは、各発着所に勤務する運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ那の津発着所の運航管理補助者にその職務を引継でおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と当該運航管理補助者との連絡がとれないときは、連絡がとれるまでの間、当該運航管理補助者が自動的に副運航管理者の職務を執るものとする。

（運航管理補助者の勤務体制）

第18条 運航管理補助者は、所属船舶が第9条第2項の管理する区域内に就航している間は、原則として当該発着所に勤務し、運航管理者の職務の一部を分掌する（芦辺及び厳原発着所に限る。）とともに、所属船舶の運航支援及び離発着作業の指揮監督並びに輸送業務の全般にあたる。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を副運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第19条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を全従業員に徹底させるとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

（運航管理者の職務及び権限）

第20条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務及び権限に属する事項を除き、所属船舶の運航並びに輸送の安全に関する業務全般を統括するとともに、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 所属船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

（副運航管理者等の職務）

第21条 副運航管理者は、運航管理者を補佐し、運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督するとともに運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行するものとする。

- 2 各発着所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する発着所の管理する区域内にある所属船舶の運航管理に関して、副運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
 - (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他所属船舶の運航管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
 - (2) 航路図等の作成又は改定のための資料の収集
 - (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する

る作業の指揮監督

- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに所属船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第22条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第23条 運航管理者は、当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。
- 2 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。
- (1) 使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等
 - (2) 乗組員の適切な労働時間
- 3 運航管理者は、前項第2号について、船舶所有者等を通じて確認しなければならない。
- 4 運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。

(配乗計画の作成及び改定)

- 第24条 船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員の乗り組み及び航海当直体制の維持等に関する安全性の確保、乗組員の適切な労働時間等を考慮のうえ、検討するものとする。
- 2 運航管理者は、作成又は改定された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項及び第2項に関し、次の事項について、その安全性を検討するものとする。
- (1) 法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に精通した船舶職員が乗組んでいること。
 - (3) その他、輸送の安全を確保するために必要な事項。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第25条 船舶、陸上施設、港湾の状況、航行経路等が船舶の安全運航に支障があると認

められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により必要があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

(1) 運航管理者が、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の臨時変更の必要があるとして意見を受けた場合

(2) 運航管理者が、作成又は改定された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認め、船舶所有者等に対して配乗計画を臨時変更するよう助言した場合。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第26条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第31条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助を努めるものとする。

4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、「運航基準」に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第27条 運航管理者は、「運航基準」に定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき、又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第28条 経営トップ又は安全統括管理者は、気象警報の発令など「運航基準」に定めるところにより運航が中止されるおそれのある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者に対して運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があったとき、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行う際に、運航管理者を

經由して運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求めるとともに、当該理由が適切でないと認められる場合は、運航の中止を指示しなければならない

(副運航管理者の援助措置)

第29条 副運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、運航管理補助者を指揮して、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第30条 副運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しておかなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(副運航管理者の措置)

第31条 副運航管理者は、運航管理補助者を指揮して、「地震防災応急対策基準」第6条に定める「情報の収集及び伝達系統図」をもとに、次に掲げる事項の把握に努め、(4)項及び(5)項については必ず、その他の事項については必要に応じて、運航管理者及び船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数（セメント船を除く）
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数（セメント船を除く）
- (7) 所属船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第32条 船長は、次に掲げる場合には必ず副運航管理者又は運航管理補助者に連絡しなければならない。

- (1) 「船員法施行規則」第2条の2に基づく発航前検査を終えたとき
 - (2) 「運航基準」に定められた地点に達したとき
 - (3) 「事故処理基準」に定める事故が発生したとき
 - (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ、副運航管理者又は運航管理補助者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況
 - (3) 海上保安部署及び航行中の他船から入手した航行に関する情報

(運航基準図)

第33条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成しておかなければならない。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は各「運航基準」に定めるところによる。

第 1 1 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 3 4 条 運航管理補助者は、陸上作業を指揮監督する。

- 2 船長は、船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
- 3 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、所掌、その他の作業体制については「作業基準」に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 3 5 条 危険物その他の旅客、又は乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び「作業基準」に定めるところによる。

(固縛装置取付け作業等)

第 3 6 条 車両甲板に積込まれたすべての車両及びコンテナに固縛装置を取付ける。

- 2 船長は、荒天が予想される場合には、車両等の固縛の増強を指示する。
- 3 本条の規程は、セメント船には適用しない。

(旅客の乗下船等)

第 3 7 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに所属船舶の離着岸時の作業については「作業基準」に定めるところによる。

- 2 本条の規程は、セメント船には適用しない。

(車両区域の立入制限)

第 3 8 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）
 - (2) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）
- 2 本条の規程は、セメント船には適用しない。

(船内巡視)

第 3 9 条 船長は、別に定める「船内巡視要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、火災の予防並びに法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上、改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を別表様式 1 の「船内巡視記録簿」に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 4 0 条 運航管理者、補助者及び船長は、法令及び「作業基準」に定めるところにより、

陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

2 本条の規程は、セメント船には適用しない。

(飲酒等の禁止)

第41条 安全統括管理者等は、アルコール探知機を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及び如何なる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、航海当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

(衛生点検)

第42条 船長は、毎月1回、所属船舶の居住環境、調理設備、飲料水、医薬品等に関する衛生状況について、別に定める「衛生点検表」に記録し、運航管理者に提出するものとする。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第43条 運航管理者は、所属船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第44条 船長は、所属船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則として毎日1回以上点検を実施し、別に定める「消火設備点検表」及び「安全点検表」に記録し、運航管理者に提出するものとする。ただし、当日、「船員法施行規則」第2条の2に基づく発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、船員法施行規則第3条の9に基づく救命設備の点検を実施したときは、別に定める「救命設備点検表」に記録し、運航管理者に提出するものとする。

3 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者又は副運航管理者に連絡するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第45条 貨物フェリー船は運航管理者及び補助者は、毎月1回以上、係留施設、乗降用施設等について点検し、異常のある個所を発見したときは、副運航管理者に連絡するとともに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復整備を求めるものとする。

2 セメント船にあっては、各サービスステーション毎に着棧の都度、荷役圧送管等の目視点検をし、異常な箇所があれば、受け入れサービスステーション担当者へ連絡するものとする。

第 1 3 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 4 6 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 陸上従業員は、陸上でとり得るあらゆる措置を講ずること

(船長のとるべき措置)

第 4 7 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、貨物フェリー船にあっては、旅客の不安を除去する為の措置等必要な措置を講ずると共に、「事故処理基準」に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 4 8 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は所属船舶の動静を把握できないときは、「事故処理基準」に定めるところにより必要な措置を講じるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(安全統括管理者のとるべき措置)

第 4 9 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、「事故処理基準」に定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

- 2 安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 5 0 条 事故の処理は、「事故処理基準」に定める事故処理組織を編成して行うものとする。

(通信の優先処理)

第 5 1 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 5 2 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第53条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、副運航管理者、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者及び内部監査を担当する者に対し、「安全管理規程」、「関連規程」、「船員法」及び「海上衝突予防法」等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第55条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況について別に定める「訓練報告書」に記録し、運航管理者に提出するものとする。

(訓練)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て、年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第57条 運航管理者は、第14章の安全教育、操練及び訓練を行ったときは、その概要を別様式2の「教育・操練等の記録簿」に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第58条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て、関係者とともに年1回以上、所属船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、所属船舶の監査は停泊中及び航海中に行うものとする。さらに、重大事故が発生したときは速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を全従業員に周知徹底する。
- 3 内部監査を行う際、安全マネジメント態勢の機能全般に関する見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向けて作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録しておく。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務に関する監査を行うほか、陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため、当該部門の業務に実施していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第 59 条 運航管理者は、「安全管理規程」、「関連規程」及び「運航基準図」を所属船舶、営業所その他必要と認められる場所に備え付けて置かなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各文書はそれぞれの職務に応じて適切に管理する。

(情報伝達)

第 60 条 安全統括管理者は、パソコン等を活用して輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うと共に、全従業員の誰もが容易に情報開示できるアクセス手段を用意しておく。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等、輸送サービスの実施に直接携わる部門は、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申できる手段（目安箱等）を用意しておく。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段による安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について、全従業員へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全に係る情報を、適宜、外部に公表する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

平成 20 年 11 月 18 日 一部改正

平成 22 年 2 月 25 日 一部改正

平成 23 年 6 月 1 日 一部改正

平成 24 年 7 月 15 日 一部改正

平成 25 年 11 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 5 月 14 日 一部改正

平成 31 年 1 月 1 日 一部改正

平成 31 年 1 月 16 日 一部改正

令和 2 年 1 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 11 月 24 日 一部改正

令和 6 年 1 月 16 日 一部改正

フェリー用書式

船名

[illegible]

セメント船用書式

船名 あすなろ

[illegible]

教育訓練・総練記録簿（見本）

様式 2 (安全管理規程第 5 7 条関係)

教育・操練等の記録簿

船名 _____

[illegible]